

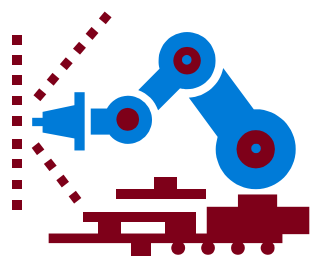
～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

## リース資産の減価償却算入を政府が検討

7月21日の株式市場において、住商リース、ダイヤモンドリース、興銀リースなどのリース関連株が軒並み下落したことが話題になっています。この動きは、同日の日本経済新聞で「リース税制、減価償却扱いを検討」との報道がなされたことが原因と言われています。

日本で一般的に使われているリースは、設備等をリース会社が企業に代わって購入し、企業に貸し出す形式の賃貸借契約(ファイナンス・リース)です。企業は「賃借料」という名目で「購入代金の月額+金利等」を定額月払い等でリース会社に支払うことになります。

企業にとってリースは、初期投資額が圧縮でき、また賃借料は全額損金算入できるため、使い勝手の良い取引として多用されてきています。



しかし、日本経済新聞の記事によると、政府はこのリース取引を国際基準に合わせて、「実質的に購入したとみなして減価償却制度を適用する」ことを検討しているらしいのです。

そうすると困るのは購入側の企業です。というのも、リースの利点の一つは資産計上が必要ないことだからです。例えば上場企業においては、投資家が企業を判定する重要指標の一つであるROA(総資産利益率)は資産が少ないほど有利です。しかし、「減価償却制度の適用」とは、リースで導入した設備等を資産計上しなければならないということを意味します。特に即金で設備を購入できるような資金力のある企業にとっては、リースを選択する意味が無くなってしまいます。リース会社にとっても、このような大口顧客がリース離れを起こせば大打撃となるのです。

一方、中小企業にとってはどうかというと、とりえず心配はいらないようです。「一件当たり300万円以下の少額取引や中小企業は見直しの対象外」とされているからです。いずれにしても、今後の動向を注視していく必要はありそうです。

## 今年度税制改正対応。中小企業税制48問48答

このほど中小企業庁は、平成18年度税制改正に対応したパンフレット「上手に使う中小企業税制48問48答」を公開しました。このパンフレットは、中小企業にとって効果や影響の大きい税制について、内容がよく分かるように問答集としてまとめられたものです。

中小企業庁が同パンフレットをまとめはじめたのは平成14年から。「上手に使う！中小企業税制35問35答」として発表され、その後、その年々の税制改正内容が反映されて現在の「48問48答」に至っています。今年度版でも、平成18年度税制改正の主な項目、たとえば「同族会社の留保金課税の緩和」「役員給与の損金算入」「5000円未満の飲食費等の交際費除外」「少額減価償却資産の300万円上限」「試験研究費の総額制度と増加額制度の統合」などが盛り込まれています。ただ、注目されている「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」については記載されていません。

同パンフレットはインターネットからダウンロードできるほか、ホームページ上から印刷完成物の送付が依頼できます(原則送料負担)。また、最寄りの中小企業支援機関(経済産業局、商工会、商工会議所、中央会等)からも入手することができます。ご参考までに！ もちろん、内容の詳細や不明点は私どもまでお気軽にご相談ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/faq48/index.htm>

### CONTENTS

リース資産の減価償却参入を政府が検討・・・P.1
今年度税制改正対応。
中小企業税制48問48答・・・P.1
「中小企業の会計に関する指針」の活用で信用度がアップ!・・・P.2
労災請求すると労災保険料は高くなる?・・・P.4
ASAK経営実践セミナーのご案内・・・P.5
2006年路線価
全国平均14年ぶり上昇・・・P.6
8月度の税務スケジュール・・・P.7
今月の名言録・・・P.8
無料相談会実施中!・・・P.8
夏季休業日のお知らせ・・・P.8



# 「中小企業の会計に関する指針」の活用で信用度がアップ!

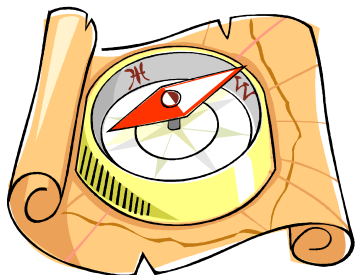
日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が公開している「中小企業の会計に関する指針」をご存知でしょうか。これは、中小企業、とりわけ新会社法において導入された会計参与が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理を示したものです。

中小企業の会計処理については、従来、

- 中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成14年6月)、
- 日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」(平成14年12月)、
- 日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(平成15年6月)

の3つの報告等が存在することから、利用者にならざる混乱が生じ、それらを統合すべきであるとの指摘が多方面から寄せられていました。

一方、会社法(平成17年6月29日成立)において、取締役・執行役と共同して計算書類を作成することを職務とする「会計参与」制度の導入が提案されたことから、同制度の適正な運用を図るため、会計参与が拠るべき統一的な会計処理の指針を作成することが期待されました。



そうした指摘等を踏まえ、本年3月に関係四団体が主体となり、学識経験者並びに中小企業庁、法務省、及び金融庁のご参加を得て「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会を設置し、上記3つの報告書等の統合に向けた検討作業を開始し、さまざまな手続を踏んで、今回「中小企業の会計に関する指針」が確定しています。

これら関係四団体においては、この指針が中小企業に受け入れられ、中小企業の会計の質の向上に役立つことを期待するとともに、今後、中小企業の取引実態に合ったより合理性のある指針とするため、継続的にその見直し改訂を行うこととしています。

## 具体的な内容は?

計算書類の作成において、各勘定科目別に、具体的に表示すべき内容やその取扱いについて詳細に明示されています。今回そのすべてについてご紹介はできませんが、下記において当該指針に基づいて作成された「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストから、金銭債権部分だけを抜粋して掲載させていただきました。

これまで会社毎にまちまちであった中小企業の会計基準を統一化し、中小企業における財務諸表の信頼性を確保することが目的とされています。いわば、ミニ監査的な意味合いもあるとされているのではないのでしょうか。

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト		
【会社名】	平成 年 月 日	
代表取締役	印	取締役
※ 当社は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類への「中小企業の会計に関する指針」の適用状況に関して、次のとおり確認を行いました。		
勘定科目等	確認事項	チェック
(1) 預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認したか。	
(2) 手形割引	手形割引時には、手形譲渡損を計上したか。	
(3) 表示	営業上の債権のうち、破産債権等で1年以内に弁済を受けることができないものは、投資その他の資産の部に表示したか。	
	営業上の債権以外の債権で、その履行時期が1年以内に到来しないものは、投資その他の資産の部に表示したか。	
(4) デリバティブ	デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものは、時価で評価したか。	
(5) 貸倒損失・貸倒引当金	法的に消滅した債権及び回収不能な債権は、貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。(*)	
	取立不能のおそれがある金銭債権について、取立不能見込額を貸倒引当金として計上したか。(*) 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等について、発生の態様に応じて損益計算上区分して表示したか。	

勘定科目等	確認事項	チェック
(1) 預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認したか。	
(2) 手形割引	手形割引時には、手形譲渡損を計上したか。	
(3) 表示	営業上の債権のうち、破産債権等で1年以内に弁済を受けることができないものは、投資その他の資産の部に表示したか。	
	営業上の債権以外の債権で、その履行時期が1年以内に到来しないものは、投資その他の資産の部に表示したか。	
(4) デリバティブ	デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものは、時価で評価したか。	
(5) 貸倒損失・貸倒引当金	法的に消滅した債権及び回収不能な債権は、貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。(*)	
	取立不能のおそれがある金銭債権について、取立不能見込額を貸倒引当金として計上したか。(*) 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等について、発生の態様に応じて損益計算上区分して表示したか。	



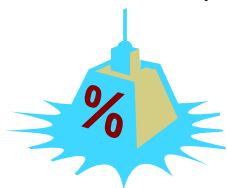
## 活用のメリットは？

前頁でもご紹介いたしました、会社の財務諸表の内容の信用度が大きく変わってきます。これまでも、税理士などの職業会計人が税務申告の代理をすることで、自社で作成対応するよりもある程度の信用は担保されてきていました。

しかし、内容のすべてを保証するものではなかったものを、より突っ込んできたものが今回の指針であり、そのチェックリストです。このチェックリストには、税理士等が確認した内容に加えて、税理士等本人が署名押印することで、より強い責任を担うことになるものです。したがって、下記にもありますが、各金融機関においても、このチェックリストを活用した融資商品が取り扱われはじめており、融資の迅速化や金利の優遇などさまざまな特典も用意されてきています。

また、信用保証協会においても、保証料率の割引の際の必要書類として利用されています。

内容的に対応不可能な事項が記載されているわけではないので、この際、経理処理をより厳格化し、これらの動きに対応していくことが重要になってきています。もちろん、当方でもそのお手伝いをさせていただきますので、ご相談ください。



### 「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を活用した無担保融資商品等

#### 全国信用保証協会連合会>>>

##### 【日本税理士会連合会提携商品】 3機関

[三井住友銀行【クライアントサポートローン】>>>](#)

[商工中金>>>](#)

[中央三井信託銀行【税理士提携ビジネスローン「証書貸付無担保コース」】【税理士提携ビジネスローン「カードコース」】>>>](#)

##### 【中部地方の金融機関が取り扱っている商品】

[大垣共立銀行【税理士提携ビジネスローン】>>>](#)

[百五銀行【百五税理士紹介ローン】>>>](#)

[名古屋銀行【めいぎんクイックビジネスローン税理士ご紹介タイプ】>>>](#)

[UFJ銀行【UFJビジネスローン】>>>](#)

[岐阜信用金庫【ぎふしん企業活性化支援ローン】>>>](#)

[三重銀行【みえぎんビジネスセレクトローン\(税理士紹介型\)】>>>](#)

[碧海信用金庫【へきしんクイックサポートローン】>>>](#)

[西尾信用金庫【にししんビジネスローン「サポート」】>>>](#)

[知多信用金庫【ビジネスサポートローンA】>>>](#)

[中京銀行【名古屋税理士会経営者ローン】>>>](#)

[長野信用金庫【税理士紹介ローン1000】>>>](#)

[諏訪信用金庫【すわしん税理士紹介ローン】>>>](#)

[飯田信用金庫【税理士紹介ローン】>>>](#)

[北越銀行【ビジネスローン「新鮮力」】【事業発展ローン「はればれ」】>>>](#)

平成18年4月25日現在 76機関 (日税連調)



## 頭の体操

[1] A、B、Cの3人がトランプでカード取りをしています。

今、Aは13枚、Bは12枚、Cは12枚取っています。Aが必ず勝つためには、少なくとも何枚取ればよいことになりますか？なお、トランプは全部で52枚あります。

[2] 家の前の道の片側にさくらの苗木を植えるのに、木と木の間を3メートルにすると苗木が6本足りなくなり、木と木の間を5メートルにすると苗木が4本余ります。この道の長さや苗木の本数を求めなさい。

[3] 水槽に水を入れるのに、A管では12分、B管では16分かかります。また、C管から水を出すと、水槽いっぱいの水が24分で空になります。A、B、Cの管を同時に開くと、何分でこの水槽がいっぱいになりますか？

回答はP.7の下部にあります (小学算数解き方辞典より抜粋)





# 労災請求すると労災保険料は高くなる？

労災保険とは、業務災害又は通勤災害を被った労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。

よく労災を使うと労災保険料が高くなるといわれますが、一概にはそうとはいえません。そこで今回は、業務上又は通勤途上の災害についての基本的な考え方と労災請求に伴う会社負担について説明します。



## 1. 業務上の災害

業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

業務災害とは、業務が原因となった災害ということであり、業務と傷病等との間に一定の因果関係があることをいいます。この業務災害に対する保険給付は、労働者が労災保険が適用される事業場(法人・個人を問わず一般に労働者が使用される事業は、適用事業となります。)に雇われて働いていることが原因となって発生した災害に対して行われるものですから、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害でなければなりません。

### 業務上の負傷

<p><b>A. 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合</b>                  … 所定労働時間内や残業時間内に事業場内において業務に従事している場合など</p>
<p><b>B. 事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合</b>                  … 昼休みや就業時間前後に事業場施設内にいる場合など</p>
<p><b>C. 事業主の支配にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合</b>                  … 出張や社用での外出など事業場施設外で業務に従事している場合</p>

### 【事例】

会社の許可無く無断で残業(又は休日出勤)した時に発生した事故は、その残業の目的や必要性などを総合的に勘案して、「会社の業務遂行上、必要且つ合理的な行為」と認められれば労災認定されます。

つまり、労働者本人が「円滑な業務遂行の為に必要な残業」と勝手に思い込んでいるだけでは私的な行為となり、残業にも該当しませんし、労災認定もされません。

### 業務上の疾病

業務との間に相当因果関係が認められる場合(業務上疾病)に労災保険給付の対象となります。

【事例1】労働者が就業時間中に脳出血を発症したとしても、その発症原因に足り得る業務上の理由が認められない限り、業務と疾病の間には相当因果関係は成立しません。

【事例2】事業主が法定健康診断の実施を全く怠っていた、又は健康診断の結果で「異常の所見有り」と診断されているにも関わらず必要な措置(作業内容転換、労働時間短縮など)を怠っていた場合など、事業主に健康配慮義務違反が有り、従来通りの業務遂行が結果的に疾病を増悪させてしまった場合は、労災と認められることがあります。

## 2. 通勤による災害

労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとされていますが、往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の往復は「通勤」とはなりません。ただし、逸脱又は中断が日常生活上必要な行為であって、労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き「通勤」となります。

労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のもの

- ・日用品の購入その他これに準ずる行為
- ・公共職業能力開発施設において行われる職業訓練、学校において行われる教育、職業能力の開発向上に資するものを受ける行為(法的に認められているもののみ)
- ・選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ・病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

### 3. 労災請求による会社負担

労災保険の給付が多いと労災保険料が上がるのは「メリット制」の対象になる事業所だけです。

メリット制とは、事業の種類が同じであっても、その企業の設備や作業環境の改善等、安全衛生政策に基づく労働災害防止に対するの努力によって、その災害発生度合いに生じた差を勘案し、納付した保険料額と受給した保険給付の額との比率に応じて、一定の範囲内で労災保険料率(有期事業の場合は、確定保険料額)を上下させる制度です。

つまり、事故を起こして労災請求した 労災保険料率が上がる  
 事故を起こさなかった 労災保険料率が下がる ということになります。

メリット制の対象となるのは、次の事業所です。

連続する3保険年度中の各保険年度に、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する事業

(イ) 100人以上の労働者を使用する事業

(ロ) 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、災害度係数 が0.4以上であるもの

(ハ) 一括有期事業は、当該各保険年度の確定保険料額が、100万円以上であること

連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日(基準日)に、労災保険に係る保険関係成立後3年以上経過していること

↳通勤災害分

災害度係数=労働者数×{労災保険料率-非業務災害率(1000分の1)}

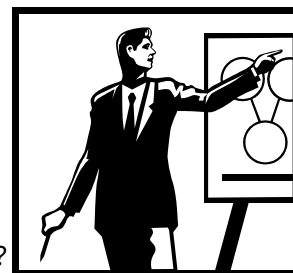
メリット制の対象でなければ、いくら労災保険を使ってもそのために労災保険料が高くなることはありません。

どちらにしろ、労災保険の会社負担分は従業員を雇えば発生してしまいますし、労災の給付にはケガをした本人の負担はありません(通勤災害は除きます)ので、少し手続きは煩雑ですが、万が一の際には労災給付の請求を検討してみたいかがでしょうか。

## ASAK経営実践セミナーのご案内

### ～ 決算書の見方は、これがポイントだ！ ～

自社において毎年作成される「決算書」、あるいは、新聞紙上などで公開される上場企業の決算書など、日頃さまざまな形でご覧になられたことがあると思います。もちろん、何度かその見方についてもレクチャーを受ける機会もあったかと思いますが、今一度、そのポイントについて学習されてみてはいかがでしょうか？



今回は、決算書を利用して、そのおさえるべきポイントや簡単な経営分析の手法について解説させていただきます。

特に今年は、商法が改正され、会社設立が容易になりました。これに伴い、金融機関を中心に取引会社の与信管理が強化され、よりシビアな視点で審査されることが予測されています。そのためにも自社の強み・弱みをしっかりとおさえて対処していくことが望まれます。

是非、皆様のご参加の程お待ちしております。

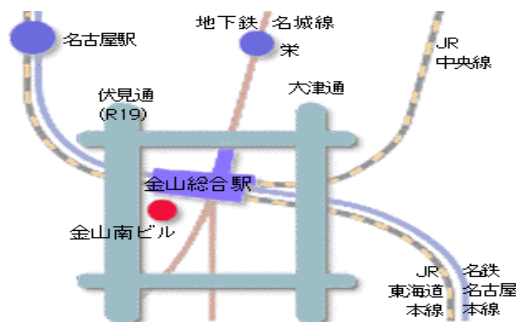
#### 【予定している主な内容】

- ・決算書の基礎知識
- ・経営分析とは？
- ・金融機関は何を見ているのか？
- ・会社の財務改善のポイント など

日時 9月13日(水) 18:30～20:30  
 講師 ASAK 浅岡会計事務所 浅岡 和彦  
 場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第5会議室  
 会費 2,000円  
 定員 20名程度  
 申込 9月1日(金)までに  
 当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

E-mail: info@asak.jp TEL: 052-331-0135, 0145

できれば自社の決算書を3期分ご持参ください。



名古屋市中区金山町1-1-1金山南ビル  
 TEL (052)678-2200

## 2006年路線価・全国平均14年ぶり上昇

国税庁は1日、相続税や贈与税の算定基準となる2006年分の路線価(1月1日現在)を公表しました。全国約41万地点の標準宅地の平均路線価は1平方メートル当たり前年比0.9%、1000円増の11万4000円で、14年ぶりの上昇です。前年13年ぶりに上昇した東京のほか、大阪、愛知、京都、千葉の4府県でプラスに転じ、地方の下落幅も大半で縮小しています。

路線価は国土交通省が毎年3月に発表する公示地価の8割を目安に算出します。公示地価は各調査地点の前年との変動率を単純平均するため、今年も全国平均で2.8%の下落となりましたが、路線価は調査地点の地価額を合計して比較することから、地価が高い大都市圏の地価上昇分が全体を押し上げたこととなります。

圏域別でみると、3大都市圏がそろって上昇に転じ、東京圏が3.5%、大阪圏0.7%、名古屋圏2.1%となりました。一方、地方圏は5.7%の下落だったものの、下落幅は前年より1.4ポイント縮小しました。

### 資産デフレの出口が視野に！

三大都市圏の商業地を中心に、再開発で不動産の生み出す収益性が高まり、投資マネーが流入しています。長期間、日本経済の重荷となってきた資産デフレの出口が見え始めています。今年の2月下旬、「バブルの担い手」といわれた旧日本債権信用銀行(東京・九段北)の跡地に建つ大型ビルを不動産投資信託(Jリート)のリアルエステイト投資法人が購入し、先端設備で収益性が高まったビル効果で周辺地価は約5%上昇しました。

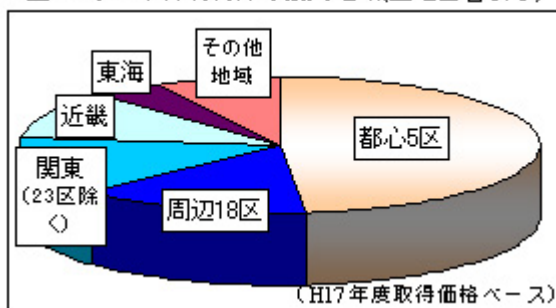
1980年代後半、企業や個人が土地購入に走りバブルを引き起こしましたが、それを金融面で支えたのが日債銀などの不動産融資でした。

主役交代は投資の質も大きく変化させました。不動産投資の狙いには「値上がり益」と「利回り収入」の両面があります。バブル期に銀行が期待したのは「値上がり益」で、上がるから買うという投機が広がりました。

現在では、テナントからの「利回り収入」を狙っているのが、株式で「配当」を期待する投資行動にたとえることができます。むしろ、「値上がり益」狙いが交じることもありますが、投機色の薄い中リスクの投資と位置づけられています。そのことが、より高い賃料を稼ぐビル建設を促し、土地の利用効率をあげる好循環を起こしているのです。

Jリートによる不動産の取得も拡大しており、平成17年度末の保有物件の総額は約4兆円となっています。投資対象として当初のオフィス中心から、住宅や物流施設などへ多様化するとともに、投資地域についても多様化し地方圏でも投資が活発化しています(図1参照)。

図1 Jリート保有物件の投資地域(土地白書)



### 企業が身軽になり、投資へ余力

今年3月期から固定資産の価格下落を損失計上する減損会計が義務化されました。資産価格上昇で企業は保有資産面からの財務悪化を気にする必要が薄れ、身軽になった分、設備投資がしやすくなりました。

このことで不動産担保価値も安定するため、銀行は融資の慎重姿勢を和らげ、実体経済へのお金の巡りが円滑になる公算が大きくなります。

こうした景気の持続的な回復、企業のバランスシート調整の進展等により、一部で設備投資の増加に伴う工場新設等の土地投資の増加がみられます(図表参照)。

地方圏においても徐々に開発動向が見られ、なかでも三重県北勢地方では、増産を目指す大手液晶・半導体メーカーの巨額投資がめじる押します。

シャープは建設中の亀山第二工場を今月中にも稼働させます。地価への影響はまだ見られませんが、亀山市は事業者に対する市の奨励金もあって、主に単身向けの賃貸住宅の建設がますます過熱しています。

また、ビジネスホテルの新設も続き、企業の旺盛な投資は人とモノを呼び込んでいるといえます。

従来、日銀の「ゼロ金利政策」によって運用先を求めた投資マネーが不動産市場に潤沢に流れ込んでいましたが、ついに今月「ゼロ金利解除」に踏み切ったことにより、今後地価にどう影響を及ぼしていくのか、来年度以降の公示地価が注目されます。

図表 最近の国内における工場新設の例

企業名	事業内容	所在地	投資額	敷地面積
キャノン	トナー他	大分県	800億円	約40ha
東芝	半導体	三重県	-	既存敷地
東京製鐵	電炉	愛知県	約200億円	約100ha
富士写真フイルム	液晶部品	熊本県	約1100億円	約26ha
松下電器産業	薄型テレビ	兵庫県	約1800億円	既存敷地

## 8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	納 期 限 8月10日(木)
6月決算法人の確定申告	申告期限 8月31日(木)
3月、6月、9月、12決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 8月31日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 8月31日(木)
12月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 8月31日(木)
消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告	申告期限 8月31日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 8月31日(木)
個人事業税の納付(第1期分)	納 期 限 各都道府県の条例で定める日
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	納 期 限 市町村の条例で定める日

### One Point

#### まとめて台数分を購入したソフトウェアの税務処理

来年の1月、マイクロソフトの新しいパソコン用基本ソフト(OS)であるWindows Vista(ウィンドウズ・ビスタ)が発売される予定とのことです。パソコンを買替えを考えているユーザーの中には、「Windows Vistaの登場を待つか」と悩んでいる方もいるかもしれません。

というのも、Windows Vistaを利用するには、かなりの高性能パソコンが必要といわれており、最悪の場合、現在販売されているパソコンでもWindows Vistaが利用できないかもしれないからです。それならば、初めからWindows Vistaが搭載されているパソコンを買う方が確実です。

ところで、パソコンのOSやソフトウェアがバージョンアップしたり、会社全体や部署全体のパソコンを買替えたりした場合、利用しているソフトウェアをすべて買替えなければならないケースがあります。たとえ、1本あたりは大した金額ではなくても、まとまれば大きな金額になります。そうなると、購入費用の税務処理が気になるところです。

たとえば、1台あたり8万円のソフトウェアを10台分購入した場合、総費用は80万円になります。これを総費用である80万円のソフトウェアを購入したとみなされてしまうと、10万円以下(中小企業の場合は30万円以下)が適用要件である「少額減価償却資産」の特例を受けることができません。そうなると、そのソフトは減価償却資産(無形固定資産)として5年(販売用なら3年)で償却しなければならなくなります。

しかし、少額減価償却資産の判定は、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します。つまり、そのソフトウェアは1台分ずつで判定できるわけです。1台分の金額が8万円なら少額減価償却資産ですから、当期の必要費用として処理することが可能です。





## 今月の名言録

### 成功とはということ

- ラルフ・ウォルドー・エマソン(米国の思想家・詩人) -

大いに笑うこと。

知的な人々の尊敬と子供たちの愛情を勝ち取ること。

正直な批評家たちから好意的な評価を得て、偽りの友の裏切りに耐え抜くこと。

美しいものを賞賛し、他人の長所を見つけ出すこと。

健全な子供を育んだり、庭をきれいに整えたり、社会状況を改善したりすることで、ほんの少しでも世の中を良くすること。

自分が生きたことで、たったひとりでも人生が楽になった人がいること。

成功したというのは、こういうことである。

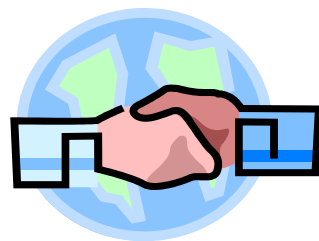
「ありきたりの毎日を黄金に変える言葉」(ジョン・C・マクスウェル著、講談社刊)



## 無料相談会実施中!

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

## 夏季休業日のお知らせ

いつもお世話になり、ありがとうございます。誠に申し訳ありませんが、8月度につきましては、土日祝日に加えまして、**8月14日(月)、15日(火)**もお休みさせていただきますので、よろしくお願い致します。

### 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

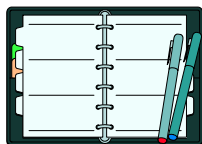
FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
近藤 裕美



大津通  
「市民会館北」交差点  
からすぐです